

公租公課について

2023年3月15日
北海道電力株式会社

1. 公租公課の概要

- 公租公課は、法人税法、地方税法およびその他税に関する法律の定めるところにより、供給計画や設備投資計画などを前提に算定しています。
- 今回原価は、事業税および法人税等の増加に伴い、前回と比較して14億円増加しています。

(億円)

	今回 (A)	前回 注2 (B)	差 (A - B)	主な増減要因
水利使用料	11	12	▲ 0	
固定資産税	66	72	▲ 6	償却進行による課税標準額の減少
雑税 注1	14	20	▲ 6	泊発電所停止継続に伴う核燃料税の減少
事業税	67	57	10	収入の増加による増加
法人税等	50	34	16	託送原価相当額控除後の前回に比べて増加
合計	208	195	14	

注1 道市町村民税、核燃料税、循環資源利用促進税 など

注2 前回原価は、託送原価相当額を除いています（次頁以降同様）。

※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります（次頁以降同様）。

2. 水利使用料

- 水利使用料は、河川法に基づき河川の水利使用の対価として支払うものであり、水力発電所毎の理論水力に単価を乗じて算定しています。
- 今回原価は、前回原価と同水準としています。

(億円)

	今回 (A)	前回 (B)	差 (A - B)	主な増減要因
一般水力	9	9	▲ 0	
揚水	2	2	0	
合計	11	12	▲ 0	

<水利使用料の算定式>

- 一般水力・揚水：{1,976円 × 常時理論水力※1 + 436円※2(988円※3) × 特殊理論水力※1} × 補正係数
(揚水のみ)

※1 理論水力(kW)

- ・常時理論水力(kW) : 9.8(重力加速度) × 常時使用水量 × 有効落差
- ・特殊理論水力(kW) : 9.8(重力加速度) × (最大使用水量 - 常時使用水量) × 有効落差

※2 昭和40年10月1日以降に発電を開始した発電所に適用される単価

※3 昭和40年9月30日以前に発電を開始した発電所に適用される単価

- 固定資産税は、設備投資計画に基づく増減を反映した課税標準額に税率を乗じて算定しています。
- 今回原価は、泊発電所の償却進行による課税標準額の減少等により、前回原価に比べて6億円減少しています。

(億円)

	今回 (A)	前回 (B)	差 (A - B)	主な増減要因
水力	23	19	3	京極発電所2号運開による増
火力	22	16	5	石狩湾新港発電所運開による増
原子力	19	34	▲ 14	泊発電所の償却進行による減
新エネ	0	0	▲ 0	
業務等	2	2	0	
合計	66	72	▲ 6	

- 雑税は、地方税法およびその他税に関する法令により、設備投資や販売電力量等の前提計画や過去実績等に基づき算定しています。
- 今回原価は、泊発電所停止継続に伴う核燃料税の減少等により、前回原価に比べて6億円減少しています。

(億円)

	今回 (A)	前回 (B)	差 (A - B)	主な増減要因
道市町村民税	0	1	▲ 1	
都市計画税	1	1	▲ 1	
核燃料税	9	15	▲ 6	泊発電所の停止継続に伴う価額割の減
印紙税	1	2	▲ 1	
循環資源利用促進税	1	0	1	
その他※	1	1	1	
合計	14	20	▲ 6	

※ その他：事業所税、不動産取得税、登録免許税、自動車諸税、消費税

- 事業税は、地方税法に基づき、収入割、付加価値割、資本割それぞれの算定を行っています。
- 今回原価は、収入割の増加などにより、前回原価に比べて10億円増加しています。

(億円)

		今回 (A)	前回 (B)	差 (A - B)	主な増減要因
収入割	収入 a	9,349	/	/	
	控除項目 b	3,351			
	課税標準額 $c = a - b$	5,998			
	税率 d	1.05%	1.267%	▲0.217%	税率変更による減
	税額 $e = c \times d / (1-d)$	64	57	6	
付加価値割 f	2	-	2	課税方式の変更	
資本割 g	2	-	2	課税方式の変更	
合計 (e + f + g)		67	57	10	

6. 法人税等

- 法人税等は、料金算定規則の定めるところにより、発行済株式数および一株あたりの配当金額を基に算定しています。
- 発行済株式数については、普通株式に加え、2018年7月に発行したB種優先株式470株を含めています。
- 一株あたりの配当金額については、普通株式は前回改定時と同様に50円、B種優先株式は当社定款に基づき300万円としています。
- また、今回原価では、利益準備金が積立限度に到達していないため、利益準備金の積立額を計上しています。

(億円)

			今回 (A)	前回 (B)	差 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益		$A=(F+G) / (1-H)$	179	152	26	
普通株	発行済株式の数 (百万株)	B	206	206	0	
	一株あたりの配当金額 (円)	C	50	50	-	
B種 優先株	発行済株式の数 (株)	D	470	-	470	2018年7月発行
	一株あたりの配当金額(百万円)	E	3	-	3	
配当金		$F=(B \times C)+(D \times E)$	117	103	14	
利益準備金積立額		$G=F \times 0.1$	12	-	12	配当金の10%を計上
実効税率 (%)		H	27.96	32.45	▲4.49	法人税率の引き下げ
法人税等 (A×H)			50	49	1	
法人税等 (託送原価相当額控除後)			50	34	16	